

住民税の支払いを お忘れなく！



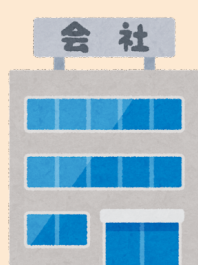
住民税とは？

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の所得がある人であれば、外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。

住民税の支払い

納めるべき税金の額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などの所得で決まります。住民税を支払うには、次の2つの方法があります。

①

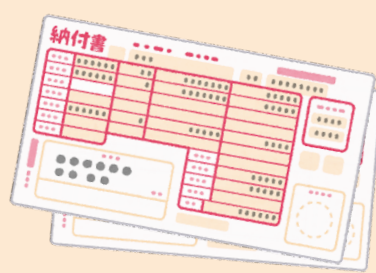


「特別徴収」－ 給与から引かれる

会社などが、毎月支払う給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。会社などで働く人は「特別徴収」が原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払うことはありません。

※「特別徴収」かどうか分からない場合は、給与明細書で確認することができます。それでも分からない場合は、会社などに確認してください。

②



「普通徴収」－ 自分で支払う

市区町村から、6月頃に送られる納付書を利用して、銀行やコンビニ等で支払います。

自動的に預貯金口座から振り替えて納めることもできます。なお、申込が必要です。

※「一括払い（年1回）」または「分割払い（年4回）」で支払いができます。「分割払い」でも納付が困難な場合、お住まいの市町村税務担当窓口へご相談ください。
※口座振替の申し込みに関しては、お住まいの市町村役場に相談してください。

住民税が 未納の場合...



在留期間更新申請等の入管手続きをする時に、住民税の支払い状況も審査の対象になります。住民税の滞納は、審査のマイナス材料になります。

※「永住許可申請」は特に審査が厳しいです。

日本から出国する場合

A) 「特別徴収」によって住民税を支払っていた場合

会社などを辞めて出国する場合、払い終わっていない住民税を自分で支払う「普通徴収」か、給料や退職金から差し引いて会社に市区町村に支払ってもらう方法「一括徴収」があります。



B) 「普通徴収」によって住民税を支払っていた場合

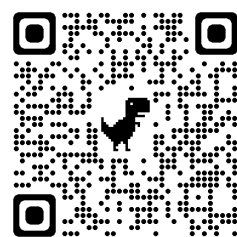
日本から出国するまでに、住民税を自分で支払うこと「普通徴収」ができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から「納税管理人」を決めて、住んでいる市区町村に届け出をする必要があります。納税管理人は、自分の代わりに、納税通知書の受け取りや税金の支払いなどに関する手続きを管理してもらう人です。



外国人生活支援ポータルサイト「税金」

多言語で「税金」の基本的なルールや制度について紹介する出入国在留管理庁のウェブサイトです。

www.moj.go.jp/isa/support/portal/tax.html



英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、スペイン語、ポルトガル語、クメール語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

相談する時に通訳が必要な人は、北海道外国人相談センターに電話してください。

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語